

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービスの基盤強化のための
介護保険法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係政令の
整備等及び経過措置に関する政
令の公布について

計 271 枚（本紙を除く）

Vol.250

平成23年12月2日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）」が本日公布され、一部を除き平成24年4月1日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等関係政令について、必要な規定の整備を行うとともに、必要な経過措置の創設及び第5期介護保険事業計画期間に向けた第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の特例等の創設を行うこととした。

第二 改正内容等

第1 介護保険法施行令の一部改正

一 指定都道府県事務受託法人制度の規定

1 指定都道府県事務受託法人の指定（第11条の7関係）

- (1) 指定都道府県事務受託法人の指定は、都道府県事務（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の3第1項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所ごとに行うこと。

(2) 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき等に該当するときは指定してはならないこと。

2 指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等（第 11 条の 8 関係）

指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その 30 日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 指定都道府県事務受託法人による報告（第 11 条の 9 関係）

都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができること。

4 指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等（第 11 条の 10 関係）

都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき等に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができること。

5 指定都道府県事務受託法人の指定等の公示（第 11 条の 11 関係）

都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定をしたとき等の場合には、その旨を公示しなければならないとすること。

二 労働に関する法律の規定（第 35 条の 3 関係）

法第 70 条第 2 項第 5 号の 2 等において指定居宅サービス事業者等の欠格事由として規定される労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）で定める規定のうち、賃金の支払等に係るものとする。

三 複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え（第 35 条の 6 関係）

厚生労働省令で定める複合型サービスについて、保健医療機関等の指定があったときは、その指定の時に、当該病院等の開設者について、法第 42 条第 1 項本文の指定があったものとみなす等のために必要な技術的読替えを行うこと。

四 公募指定に関する読替え

1 市町村長が、公募による法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定（以下「公募指定」という。）を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）を拡張する場合又は法第 78 条の 13 第 1 項に規定する市町村長指定定

期巡回・随時対応型訪問介護看護等（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）を追加する場合について、公募指定を行う期間として市町村長が定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）の開始日の前日までにされた当該拡張又は追加に係る市町村長指定区域に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市長村長が定めるサービスを行う事務所（以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る指定の申請であって、当該拡張又は追加の効力が生ずる際、指定をするかどうかの処分がなされていないものは、公募指定の方法によらずに処分を行うこととするために必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 7 関係）

- 2 公募指定について準用する指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由に係る規定に関し必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 8 関係）
- 3 市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合において既に指定を受けている事業所に係る指定の有効期間等について、市町村長指定期間開始の際と同様にするために必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 9 関係）
- 4 公募指定に係る指定について、通常の申請に基づく指定に係る勧告、命令、指定の取消し等と同様の規定が適用されるよう必要な技術的読替えを行うとともに、通常の申請に基づく指定の欠格要件等について、公募指定の場合の取消しや廃止の届出等も反映する読替えを行う。（第 35 条の 10 関係）

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例に関する読替え（第 35 条の 11 関係）

地域密着型介護予防サービス事業者の指定について準用する指定地域密着型サービス事業者の指定手続きの簡素化と同様の簡素化ができるよう、必要な技術的読替えを行うこと。

六 審査請求書及び審査請求についての裁決書の記載事項等（第 47 条及び第 50 条関係）

介護保険審査会に対する審査請求における審査請求書及び審査請求についての裁決書に記載する事項について、偽り又は不正の行為により居宅介護サービス費等の支払いを受けた指定居宅サービス事業者等に対する徴収金に関する処分に係る審査請求の場合に被保険者番号の記載は要しないものとする。

七 大都市特例

法第 203 条の 2 の規定により指定都市及び中核市が処理する介護保険に関する事務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に定めるところによるものとする。（第 51 条の 3 関係）

八 平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

1 保険料段階第 3 段階の特例

- (1) 市町村は、第 38 条第 1 項第 3 号イに掲げる者のうち、平成 23 年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が 120 万円以下である第 1 号被保険者の平成 24 年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。）については、第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（以下「特例標準割合」という。）を定めることができること。（附則第 14 条第 1 項関係）
- (2) 市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第 1 号被保険者に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができること。（附則第 14 条第 2 項関係）
- (3) (1) 及び (2) の規定は、平成 25 年度及び平成 26 年度における保険料率の算定に関する基準について準用すること。（附則第 14 条第 3 項及び第 4 項関係）
- (4) 市町村は、(1) の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。（附則第 14 条第 5 項関係）
- (5) 市町村が第 39 条第 1 項第 3 号イの規定に基づき特例標準割合を下回る割合を定める場合であっても (1) から (4) までの規定と同様の措置をとることができることとする。（附則第 16 条関係）

2 保険料段階第 4 段階の特例

- (1) 市町村は、第 38 条第 1 項第 4 号イに掲げる者のうち、平成 23 年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が 80 万円以下である第 1 号被保険者の平成 24 年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができることとする。（附則第 15 条第 1 項関係）
- (2) 1 (2) から (5) までの規定と同様の規定を定めること。（附則第 15 条第 2 項から第 5 項まで及び第 17 条関係）

九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

- 一 平成 24 年度から平成 26 年度までの第 2 号被保険者負担率は、100 分の 29 とすること。（第 5 条関係）
- 二 法附則第 10 条第 1 項の規定により都道府県が取り崩すことができる財政安定化基金の額は、平成 23 年度の末日における財政安定化基金の残高から、平成 24 年度から平成 26 年度までの間における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額

及び基金事業貸付金の見込額の合計額を控除して得た額を限度とすること。（附則第3条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 老人福祉法施行令の一部改正

一 老人居宅介護等事業の対象者として政令で定める者について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者を追加すること。（第1条関係）

二 複合型サービス福祉事業の対象者として政令で定める者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第6号の措置に係る者、複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護（複合型サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者を規定すること。（第4条の2関係）

三 市町村による複合型サービス福祉事業に係る措置の基準として政令で定めるものは、65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により複合型サービス（訪問介護等に係る部分に限る。）を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。（第5条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 社会福祉法施行令の一部改正

所要の規定の整理を行うこと。（第4条関係）

第5 社会福祉士及び介護福祉士法施行令

一 介護福祉士に係る保健医療に関する法律の規定
違反した場合に介護福祉士の欠格事由となる保健医療に関する法律の規定について、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師

助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定とすること。（第1条第2項関係）

二 登録喀痰吸引等事業者及び認定特定行為業務従事者等に係る社会福祉又は保健医療に関する法律の規定

違反した場合に登録喀痰吸引等事業者及び認定特定行為業務従事者等の欠格事由となる社会福祉又は保健医療に関する法律の規定について、介護福祉士と同様の規定とすること。（第14条の2及び附則第3条関係）

三 認定特定行為業務従事者認定証の返納

- 1 認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者（以下「業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならないこと。（附則第4条第1項関係）
- 2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた業務従事者について、認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならないこと。（附則第4条第2項関係）
- 3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた業務従事者について、特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならないこと。（附則第4条第3項関係）

四 委託することのできない事務

認定証に関する事務のうち、都道府県知事が登録研修機関に委託することができない事務は、次に掲げる事務とすること。（附則第5条関係）

- 1 喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務
- 2 認定証の交付の拒否に係る事務

五 登録研修機関の登録の有効期間

登録研修期間の登録の有効期間は、5年とすること。（附則第6条関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第6 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正

- 一 施行期日を平成27年4月1日に変更すること。（附則第1条関係）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

第7 地方自治法施行令の一部改正

- 一 老人福祉法第29条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務について、新たに大都市特例の対象とし、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「指定都市等の市長」という。）が処理する事務とすること。（第174条の31の2及び第174条の49の10関係）
- 二 法第203条の2の規定により、指定都市又は中核市が処理する事務については、介護保険法施行令第51条の3において、地方自治法施行令第174条の31の4及び第174条の49の11の2に定めるところによるものとされたが、その内容は、以下のとおりとすること。（第174条の31の4及び第174条の49の11の2関係）
 - (1) 法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定により、都道府県知事が処理することとされている事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、すべて指定都市等の市長が処理する事務であること。
 - (2) 指定都市等の市長が処理することとなる法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定による具体的な事務の内容については、別添読替表を参照のこと。

第8 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正

特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業に複合型サービス福祉事業であって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを追加すること。（第10条関係）

第9 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正

- 一 第1の一、二及び七と同様の改正を行うこと。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第10 経過措置

- 一 旧特定施設に入居をしていた介護保険の被保険者等の特例
 - 1 改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第13条第1項第2号に掲げる特定施設（改正法第1条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下「旧特定施設」という。）を含む二以上の旧介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に継続して入所等をしている同項に規定する特定継続入所被保険者であって、改正法の施行の際現に当該住所地特例対象施設（旧特定施設を除く。）に入所等をしているものについては、なお従前の例によること。（第19条関係）

- 2 旧特定施設に入居をしていた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第30条及び第31条関係）

二 保険医療機関及び介護老人保健施設の複合型サービスへのみなし指定に係る経過措置

- 1 改正法の施行の際現に保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所の開設者については、施行日に、当該病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る指定地域密着型サービス事業者の指定があったものとみなすこと。ただし、当該病院又は診療所の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又は施行日前に旧介護保険法の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定を取り消されているときは、この限りでない。（第20条第1項関係）
- 2 1における指定地域密着型サービス事業の指定は、当該指定に係る病院又は診療所について、保険医療機関の指定の取消しがあったときは、その効力を失うものとする。（第20条第2項関係）
- 3 改正法の施行の際現に旧介護保険法の規定による許可を受けている介護老人保健施設の開設者について、1及び2と同様の経過措置を置くこと。（第21条関係）

三 新介護保険法第70条第2項第1号等の規定に基づく条例に関する経過措置

施行日から起算して1年を超えない期間内において、新介護保険法第70条の2第4項において準用する新介護保険法第70条第2項第1号等に規定する都道府県等の条例が制定施行されるまでの間、厚生労働省令で定める基準等を条例で定める基準とみなすこと。（第22条関係）

四 指定都市及び中核市に関する経過措置（第23条関係）

- 1 法の規定により、都道府県知事がした指定等の処分その他の行為で現にその効力を有するものであって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長のした指定等の処分その他の行為とみなすこと。
- 2 法の規定により、都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為であって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなすこと。

五 施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者等についての平成18年旧介護保険法の規定の適用の特例（第24条関係）

- 1 施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者に対する健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第13条第1項第2号の規定の適用については、改正法

第13条第1項第2号の規定と同様となるよう読替えを行うこと。

2 施行日以後に旧特定施設に入居をした国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第25条及び第26条関係）

六 介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者等の特例（第27条関係）

1 平成18年旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者であって、平成30年4月1日前に新介護保険法第13条に規定する他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き住所地特例対象施設に入所等をする場合又は同日に住所地特例対象施設に入所等をするにより当該住所地特例対象施設の所在する場所住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例によること。

2 介護療養型医療施設に入所をしていた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第28条及び第29条関係）

七 その他必要な経過措置を定めること。

第11 その他

この政令の施行に関し、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第12 施行期日等

一 この政令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6の規定は、公布の日から施行すること。（附則第1条関係）

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置

第5の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規定について、所要の経過措置を規定する。（附則第2条及び第3条関係）

三 地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置

平成30年3月31日までの間において、平成18年旧介護保険法の規定により都道府県知事が処理することとされている指定介護療養型医療施設に関する事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、指定都市等の市長が処理する事務であること。その具体的な内容については、別添読替表を参照のこと。（附則第4条関係）

第13 大都市特例施行後において効力を有する通知の取扱い

法における大都市特例の施行に当たっては、法の施行に関してこれまで発出し、なおその効力を有する通知の規定のうち、指定都市又は中核市に移譲される事務に係るものについては、通知中「都道府県」とあるのは「指定都市」又は「中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」又は「中核市の市長」と読み替えて、指定都市又は中核市に適用があるものとする。